令 和 7 年 度

横手市健全化判断比率審査意見書
横手市資金不足比率審査意見書

横手市監査委員

令和７年度横手市健全化判断比率審査意見

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により審査に付された、令和７年度決算に基づく健全化判断比率を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和８年９月１日

横手市監査委員　佐　越　和　之
横手市監査委員　佐　藤　増　彦
横手市監査委員　髙　橋　聖　悟

第１　審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第２　審査の期間

令和８年８月３日から令和８年８月２８日まで

第３　審査の方法

健全化判断比率審査は、横手市監査基準に準拠し、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかについて、関係資料との照合を行なったほか、財政課長等からの説明聴取等の方法により実施した。

第４　審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ正確であると認める。

指標はいずれも早期健全化基準を下回っている。前年度と比較して実質公債費比率で０．４ポイント、将来負担比率で１３．３ポイントそれぞれ上昇している。

記

（単位：％）

健全化判断比率	令和７年度	令和６年度	令和５年度	早期健全化基準
実質赤字比率	―	―	―	11.74
連結実質赤字比率	―	―	―	16.74
実質公債費比率	9.0	8.6	8.1	25.0
将来負担比率	30.7	17.4	11.0	350.0

（注１）実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「―」を記載した。
（注２）比率は、表示単位未満を切捨てた。

【用語説明】

① 実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものである。

② 連結実質赤字比率

病院、水道、下水道、温泉など公営事業会計を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものである。

③ 実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模（※）に対する割合で表したものである。

④ 将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模（※）に対する割合で表したものである。

（※）標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

令和７年度横手市資金不足比率審査意見

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により審査に付された、令和７年度決算に基づく資金不足比率を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和８年９月１日

横手市監査委員　佐　越　和　之
横手市監査委員　佐　藤　増　彦
横手市監査委員　髙　橋　聖　悟

第１　審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第２　審査の期間

令和８年８月３日から令和８年８月２８日まで

第３　審査の方法

資金不足比率審査は、横手市監査基準に準拠し、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかについて、関係資料との照合を行なったほか、財政課長等からの説明聴取等の方法により実施した。

第４　審査の結果

審査に付された下記、企業会計、特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ正確であると認める。

平成１９年度以降、いずれの企業会計及び特別会計においても資金不足額はない。

記

（単位：％）

対象会計	資金不足比率			経営健全化基準
	令和７年度	令和６年度	令和５年度	
病院事業会計	―	―	―	20.0
水道事業会計	―	―	―	20.0
下水道事業会計	―	―	―	20.0
市営温泉施設特別会計	―	―	―	20.0

（注）資金不足比率は、資金不足額がないため「―」を記載した。

【用語説明】

資金不足比率は、病院、水道、下水道、温泉などの公営企業会計の資金不足を、公営企業会計の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

（参考資料）

健全化判断比率等の対象

令和7年度決算

